

森林環境譲与税の取組状況について

令和2年1月
林野庁

森林環境譲与税の譲与額の傾向（市町村分）

○令和元年度の森林環境譲与税の譲与額（総額200億円、うち市町村分160億円）については、

- ・市町村（特別区を含む。以下同じ。）全体では、平均値が920万円、1,000万円以上が3割、100～1,000万円が6割、100万円未満が1割。
- ・私有林人工林が1千ha以上の市町村では、平均値が1,300万円、1,000万円以上が4割、100～1,000万円が6割、100万円未満の市町村はない。
- ・一方、私有林人工林が1千ha未満の市町村では、平均値が380万円、100～1,000万円が7割、100万円未満の市町村が3割。

全 体
(1,741市町村)

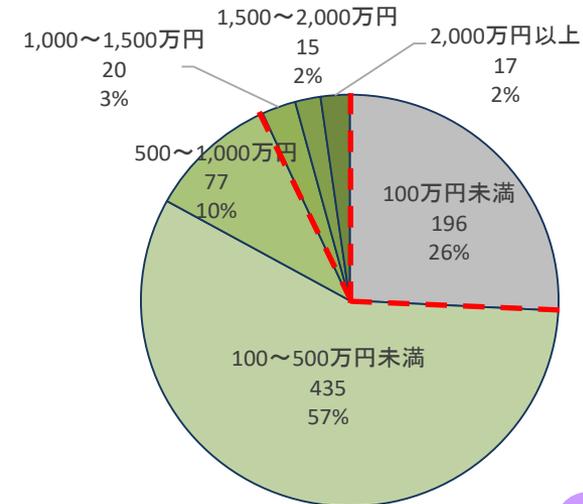
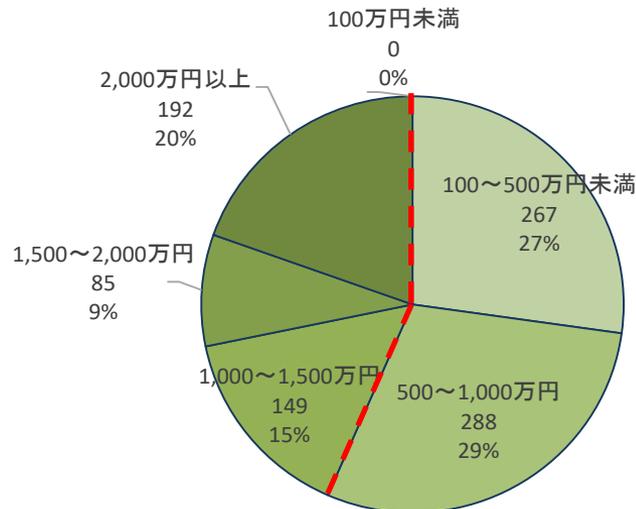
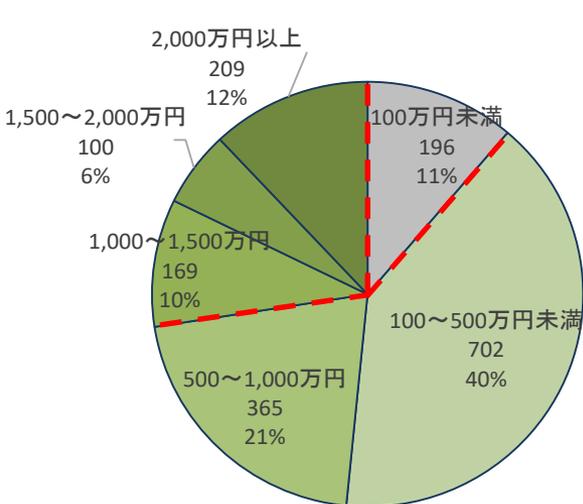
平均値: 920万円
中央値: 480万円

私有林人工林1,000ha以上
(981市町村)

平均値: 1,300万円
中央値: 870万円

私有林人工林1,000ha未満
(760市町村)

平均値: 380万円
中央値: 190万円



森林環境譲与税の使途について（市町村その1）

○令和元年9月に市町村から予算化等の状況を聞き取ったところ、

- ・間伐等の森林整備関係に取り組む市町村数は全体の6割、人材育成や木材利用に取り組む市町村数はともに全体の2割となっており、森林整備関係の取組が中心となっている。
- ・私有林人工林が1千ha以上の市町村では、森林整備関係へ取り組む割合は8割であり、そのうち森林経営管理法に基づく意向調査やその準備作業等に取り組む割合は7割となっている。
- ・一方、全体の3割の市町村の使途は、基金への全額積み立て等となっており、特に、私有林人工林が1千ha未満の市町村では半数が全額積み立て等となっている。

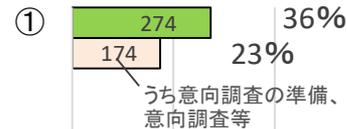
■ 令和元年9月時点の状況（総務省・林野庁調べ、1741市町村から回答）

全体
(1,741市町村)
注: 私有林人工林がない149市町村を含む

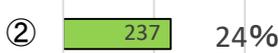
私有林人工林1,000ha以上
(981市町村)

私有林人工林1,000ha未満
(760市町村)
注: 私有林人工林がない149市町村を含む

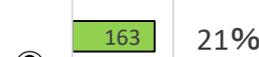
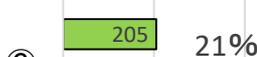
①間伐等の森林整備関係



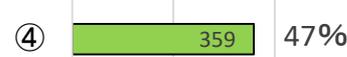
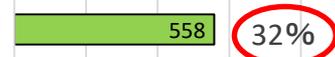
②人材育成・担い手対策



③木材利用・普及啓発



④基金への全額積み立て等



※グラフ内の実数は市町村数、割合は、全市町村数(1,741)に対するものを表示。項目は複数選択可。

※〔 〕内の割合は、私有林人工林がある市町村数(1,592)に対するものを表示。

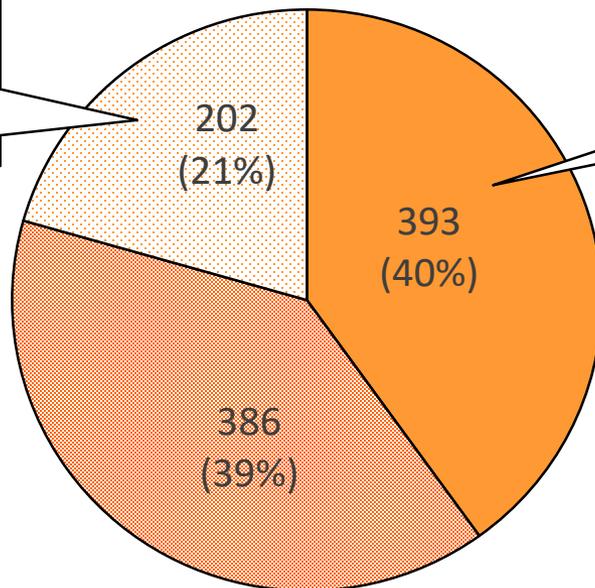
市町村の体制について

- 令和元年5月に市町村から体制整備の検討状況について聞き取ったところ、
 - ・ 私有林人工林1,000ha以上の市町村のうち4割が、新たな担当部署の設置、担当職員等の増員（地域林政アドバイザーを含む）、他市町村との協議会等による共同実施などの体制整備に取り組む意向。
 - ・ 現行体制で対応する市町村においては、その7割（全体のうち4割）が意向調査等の業務を森林組合等に委託する意向。

私有林人工林1,000ha以上の市町村

(981市町村)

うち職員が0の団体:27
職員が1の団体:73
職員が2以上 :102



- 地域林政アドバイザーを雇用:144
- 上記以外の臨時職員・嘱託職員を雇用:139
- 定員内の担当職員を増員:75 等

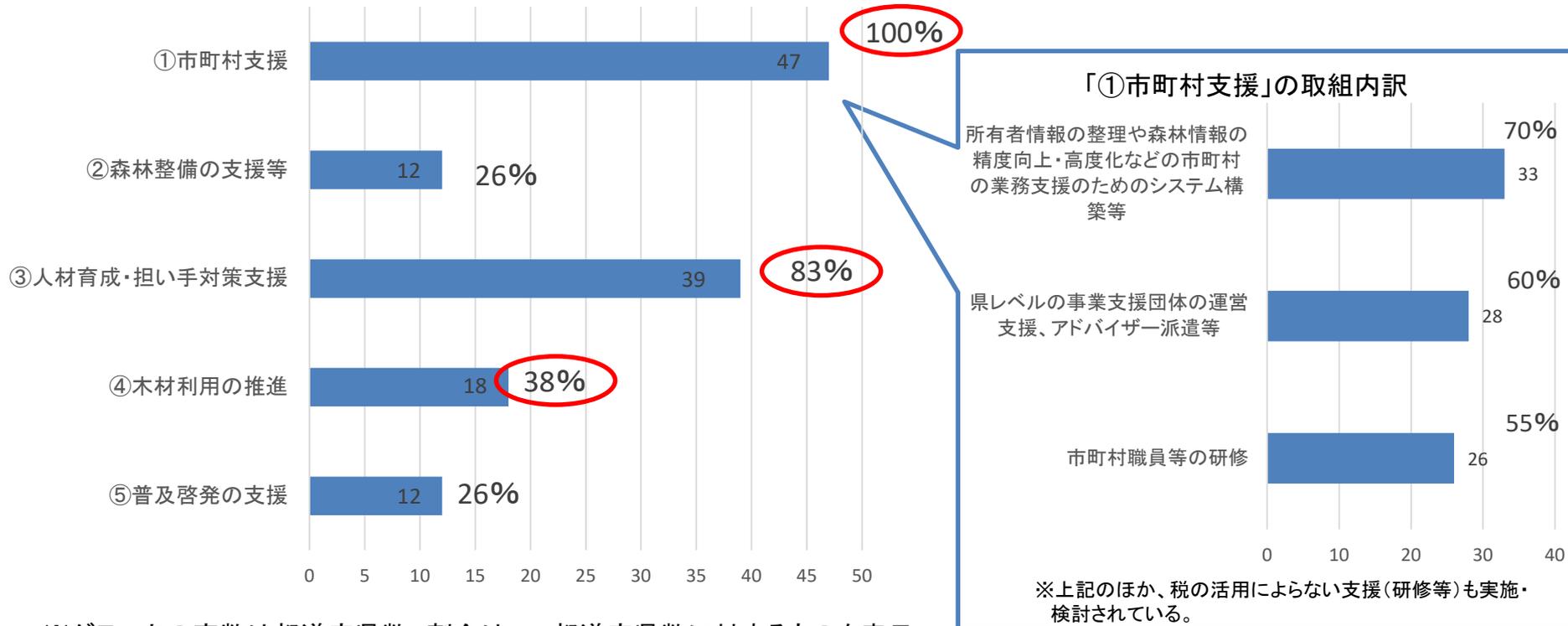
- 新たな担当部署の設置、担当職員等の増員、他市町村との事務の共同実施等の体制整備
- 現行体制で対応するが、意向調査等の業務の一部又は全部を外部委託
- 現行体制で対応 ほか

森林環境譲与税の使途について（都道府県）

○令和元年9月に都道府県から予算化等の状況を聞き取ったところ、

- ・ 全ての都道府県が市町村支援に取り組むとしており、具体的には、市町村に提供する各種情報の精度向上・高度化、県レベルの事業支援団体の運営支援、アドバイザーの派遣、市町村職員の研修などを行うところが多い状況。
- ・ 県レベルで林業の担い手育成（8割）や木材利用（4割）に取り組むところも多い状況。

■ 令和元年9月時点の状況（林野庁調べ、47都道府県分を集計）



※グラフ内の実数は都道府県数、割合は、47都道府県数に対するものを表示
※項目は複数選択可。

森林経営管理制度における森林環境譲与税の活用

国の支援

市町村、都道府県等への説明を実施

H30.6～R1.11月末時点：192回開催
(延べ 3,934市町村が参加)

国の森林技術総合研修所における市町村職員を対象とした研修を新設

地域林政アドバイザーの情報提供

市町村への指導・助言を行える技術者の養成

H30.5
森林経営管理法 成立

H31.4
森林経営管理法 施行

H31.4
林地台帳 運用開始

市町村の事務

森林情報や森林所有者情報等の収集

意向調査の優先順位を決定

森林所有者に意向調査を実施
(複数年かけて計画的に実施)

経営管理権集積計画の作成

H31.3
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 成立

H31.4
森林環境譲与税 施行

(R1.9譲与開始)

都道府県の事務

「民間事業者」の公募・公表
(R1.12.2時点：43道府県で公募)

市町村の支援

間伐等の森林の整備を実施

森林環境譲与税の活用事例①（埼玉県秩父市）

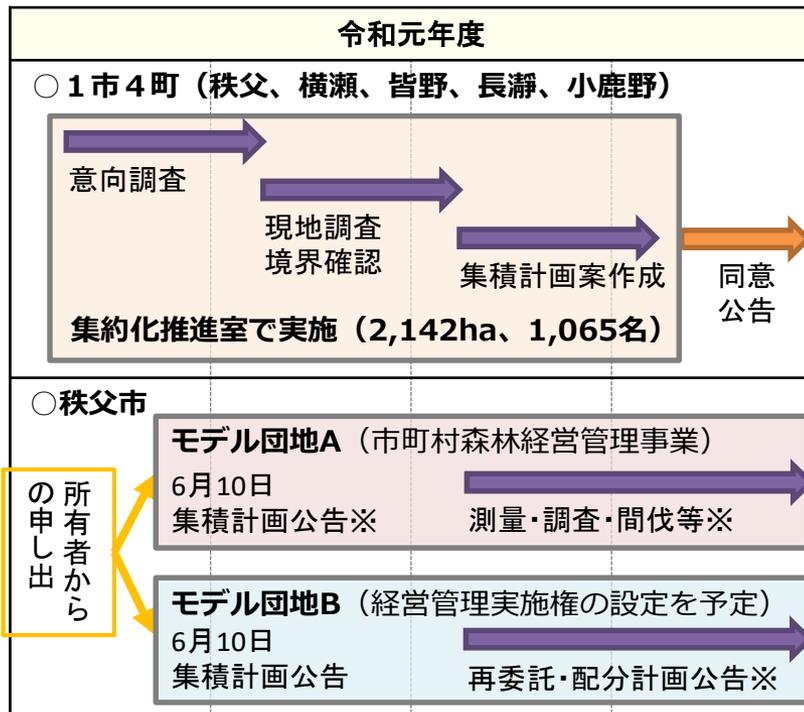
- 秩父地域1市4町の「秩父地域森林林業活性化協議会」内に「集約化推進室」を設置、2名の推進員が各市町と連携しながら、9年間で意向調査や境界確認等を実施する計画
- 本年度、意向調査(約2,142ha、1,065名)を実施。6月には全国初となる経営管理権集積計画(2件、3.88ha)を公告し、経営管理権を取得しており、年度内に、一件は民間事業者へ再委託、もう一件は市が自ら発注して実施する見込み。

□ 実施体制（埼玉県秩父地域）



- 集約化推進室を設置 (平成31年4月)
- 森林施業プランナーを推進員として2名配置

□ 意向調査と申し出に基づくモデル団地



※の各種ひな形を4町に提供し、令和2年度から1市4町で推進

森林環境譲与税の活用事例② (静岡県森連・静岡県富士市)

【静岡県森林組合連合会の取組】

- 単位森林組合が無く林業が盛んでない市町を中心に、昨年度から森林経営管理制度の周知や制度の活用方法の助言・提案等を実施
- 森林経営管理制度に取り組む予定の19市町のうち、**11市町の経営管理意向調査等**に取り組んでいる

□ 森林整備の実施に向けたフロー



市町は県森連から助言・提案等を受けながら検討

県森連が経営管理意向調査等の委託を受け実施

市町が林業経営者に再委託等(選定・入札等)

□ 市町の実施体制の補完



地元説明会では県森連が大型の航空写真と公図を用意。スムーズな意見交換につなげた



行政と県森連が連携して個別相談を実施。森林所有者の制度に対する不安解消に努めた

【富士市の取組】

- 小規模で分割管理されている共有林や森林経営計画の周辺の森林を対象に、本年度**4地域(約200ha)**で経営管理意向調査を実施
- 意向調査を踏まえ集積計画の対象を検討し、森林所有者への説明を経て、**本年度中に集積計画を策定**する

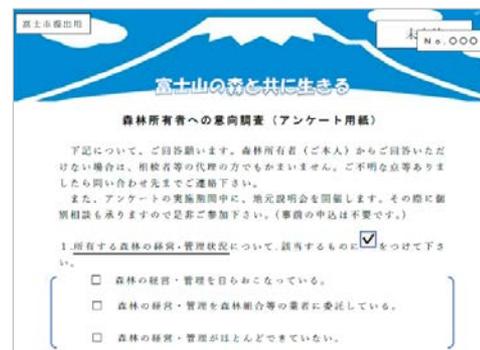
□ 森林経営計画周辺地域で意向調査を実施

- 林業経営体では森林経営計画の策定が困難だった地域を対象に経営管理意向調査を実施
- 市の信用力により森林を集積
- 結果、森林経営計画策定地域と一体的な森林整備が可能となった



□ アンケートの工夫点

- アンケートの設問数を絞り込み、回答しやすいように工夫
- また、アンケートのデザインを親しみやすいものとし、受け取った人の関心を引きやすいように工夫
- 結果、アンケートの回答率は約6割に達した



森林環境譲与税の活用事例③（徳島県 美馬市・つるぎ町）

- 美馬市・つるぎ町と県の現地機関で設立した団体「やましごと工房」を通じて、意向調査に着手
- 今年度は、美馬市で約1,800ha（約1,000人）、つるぎ町で約1,500ha（約700人）を対象に実施し、今後も10～15年かけて計画的に実施

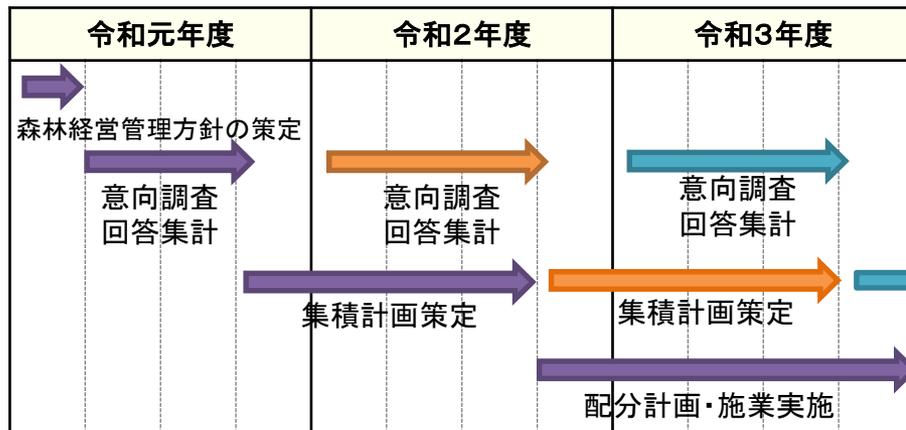
□ 実施体制

- 独立性のある新たな団体を設立することで、森林経営管理制度に係る事業の発注や配分に公平性を担保
- 専門スタッフ2名により、市町村の業務を全般的にサポート

□ 市町村の業務をトータルサポート



□ 当面の実施スケジュール



やましごと工房の今後の展開

やましごと工房の将来像

- 令和4年度までに法人化
- 事業範囲を全国に拡大

事業展開の方向性

- 市町村の森林経営管理業務を全面的にサポート
- 森林管理業務から派生するベンチャービジネスの構築と支援

森林環境譲与税の活用事例④（兵庫県養父市）

- 養父市においては、年々増加する放置された森林の解消を図るため、初年度の試行的な取組として、森林組合と連携して、森林経営管理制度の申出の仕組みを活用することで、市に経営管理を委託してもらい、非経済林の保育間伐を実施。

〔令和元年度の事業〕

- 森林組合と連携し、経営管理の委託を希望する森林所有者を特定し、森林所有者から申出をしてもらうことで、経営管理権集積計画を作成。
- 対象森林の経営管理権（5年）を取得したうえで、市が保育間伐を実施（森林組合に委託）。
- 本年度は、約100ha実施。
- この結果を活かし、次年度以降、集落単位の説明会や意向調査を円滑に進める。

兵庫県養父市



〔事業スキーム〕



森林環境譲与税の活用事例⑤ (高知県のいの町)

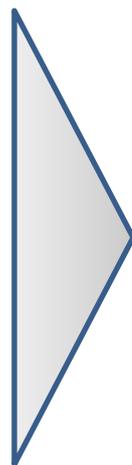
○ いの町においては、里山地域においても、放置された竹林の拡大により、多くが荒廃が進んでいる状況にあり、このような放置された竹林等の整備について、町が森林所有者や地域に働きかけを行い、地域の合意形成を図りつつ、竹林整備、里山林整備、歩道整備の実施に対し支援。

〔令和元年度の事業〕

- ①竹林整備(放置竹林の皆伐、広葉樹の植栽、下刈り、除伐)
- ②里山整備(枯死木等の抜き切り)
- ③歩道整備(歩道の錯節又は修復)



〔事業内容〕



【広葉樹の植栽の状況】

森林環境譲与税の活用事例⑥（熊本県阿蘇地域）

- 阿蘇地域の林業担い手は高齢化が進んでおり、近い将来半減する見通し。森林整備を実施する体制を維持するための担い手の確保・育成することが急務となっている。
- このため、阿蘇地域の7市町村と関係事業者（森林組合、民間事業者）が協力して「阿蘇地域林業担い手対策協議会」を設立し、担い手の確保に向けて、伐木チャンピオンシップの開催など従来とは違う情報の発信を進める予定。

主な取組・概要

阿蘇地域林業における新たな担い手の確保・育成、就労環境の改善及び技術の向上を図るため、次の取組を行う。

(1) 情報発信・PR

facebook、HP、新聞等による情報発信
パンフレット配布による情報発信
高校生を対象とした就業ガイダンスの実施
伐木チャンピオンシップの開催による林業の魅力発信

(2) 就業定着に向けた支援

就業希望者に対する体験研修を実施

(3) 就業環境改善に向けた支援

チェンソー安全技術練習会の開催

(4) 林業担い手間の情報交換・研修等

座談会等開催による意見交換
・認識共有



事業スキーム

[実施体制]

会長 阿蘇市農政課長
副会長 阿蘇森林組合長
会員 阿蘇地域内市町村
阿蘇地域内認定事業者
事務局 熊本県阿蘇地域振興局
林務課（専従職員1名雇用）

工夫・留意している点、特徴等

- ・ 防護服を着用する、高性能林業機械を操作するなど、従来とは違う林業のイメージ（かっこよさ、機能性等）の定着を念頭に情報発信、イベント開催等を実施。
- ・ 林業が安全な労働環境であることをアピールできるように、安全意識の向上を第一とした企画立案を実施。

森林環境譲与税の活用事例⑦（神奈川県横浜市、川崎市）

- 横浜市では、平成26年に「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、木造・木質化を推進してきた。森林環境譲与税は、今後本格化する市立小・中学校の建て替えの際の木質化等の財源に充てる予定。
- 川崎市では、平成27年に民間建築物における木材利用を促進するため、木材利用促進フォーラムを設置するなど、木材利用に積極的に取り組んでいる。森林環境譲与税は、不特定多数の市民が使用する施設・公共空間の一部の木質化等に活用する予定。

〔森林環境譲与税の使途〕

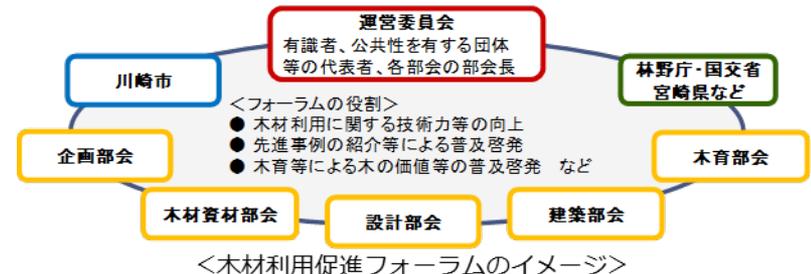
- 横浜市：市立小・中学校建替事業における施設の木質化等の財源として活用（本年度の譲与金は全額基金に計上）
- 川崎市：公共施設の一部木質化、不特定多数が利用する民間建築物の木質化支援、林産地自治体や企業等と連携した木育イベントの開催等を実施



公共空間の木質化の事例（川崎駅北口行政サービス施設）
H30年竣工 奈良県産材、青森県産材を使用

〔川崎市木材利用促進フォーラム〕

公共建築物の木材利用の取組に加え、市内の民間建築物等における木材利用に関する建築技術・ノウハウの向上、情報共有等の取組を通じ、国産木材の利用促進・普及を図ることを目的に川崎市が立ち上げ。多くの山元産地（宮崎県、秋田県、和歌山県等）も参加し、連携を広げている。



森林環境譲与税の活用事例⑧（愛知県豊明市×長野県上松町）

- 愛知県豊明市と長野県上松町は、木曽川上下流域として交流を続けている。
- 豊明市では森林環境譲与税を活用し、市内の新生児に上松町の木工製品を贈る取組を開始。
- 上松町の森林整備や木材利用を促進するとともに、幼児期から木に触れる機会を創出。

[事業の概要]

- 豊明市から上松町に木製品の製作を依頼（豊明市の出生者数分）
- 上松町内の3者の木工事業者が分担して製品を製作
- 製作費は豊明市が森林環境譲与税を活用して負担
- 豊明市は広報等通じて同取組の市民へのPR等行う

今年度から森林の保全整備や木材利用の促進のため、市町村に森林環境譲与税（※）が交付されます。市では、小さいころから木材製品に触れることを通じて、森林の大切さを考えることを目的として、友好自治体の長野県上松町の木材で作られた食器またはおもちゃを新生児にプレゼントします。

対象 令和元年8月以降に出生の市内在住のお子さん

木材製品 「ベビースプーン」
「お食い初め」（お盆・はし・はしおきセット）
「にぎにぎカタカタ」

※上松町の手作り製品です。配布する月ごとに製品が異なります。
選択はできませんので、ご了承ください。

配布方法 出生届手続きの際に、子育て支援課で贈呈します。



（愛知県豊明市「広報 とよあけ」、長野県上松町「広報 あげまつ」より）

森林環境譲与税の活用事例⑨（東京都国立市×秋田県北秋田市）

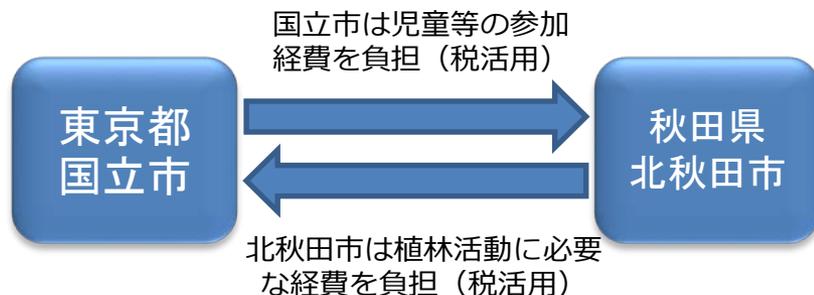
- 東京都国立市と秋田県北秋田市は平成30年10月に友好交流都市協定を結び、教育・文化・経済・観光等の分野において、広く市民相互の交流に取り組み始めたところ。
- その一環として、両市で森林環境譲与税を活用し、国立市の児童とその保護者が北秋田市において植林活動を実施。

〔事業の概要〕

- 主催：北秋田市・国立市
- 実施日：令和元年8月18日（日）
- 実施場所：北秋田市市有林内（0.2ha）
- 植栽樹種：スギのコンテナ苗600本

〔参加者〕

- 秋田県北秋田市内の小学校高学年児童
- 東京都国立市内の小学校高学年児童
- 国立市保護者
- 短期留学生 等



市町村支援に係る都道府県の取組事例（島根県）

- 森林環境譲与税を活用し、全ての都道府県が市町村支援に取り組んでいるところ。
- 島根県では、新たに「森林経営推進センター」を設置し、県内市町村における森林経営管理制度に係る技術的な業務を効率的にサポート。

□ 実施体制

島根県では、（一社）島根県森林協会内に「森林経営推進センター」を設置し、県内市町村の新たな森林管理システムの運営を支援

森林経営推進センター

- センター長
 - 森林経営第一課長 — ○地域推進員
 - 森林経営第二課長 — ○地域推進員
 - 経理庶務担当

※センター長・担当課長（計3名）は県職員を派遣

■ センターの業務内容

- ①市町村業務の技術支援
- ②県内管理システム推進連絡会議の運営
- ③市町村職員の実務研修の企画・実施

□ 主な活動内容

市町村が行う森林経営管理制度に係る業務を技術的に支援

- 市町村毎に設置される地域協議会に参画し、技術的知見により協議会の運営を効率的にサポート
- 再委託業務の技術支援
 - 〔 経営管理権集積計画案の作成・経営管理実施権配分計画の進行管理 等 〕
- 市町村森林経営管理事業の業務支援（管理計画案・発注設計書の作成 等）



全国町村会、全国市長会における自主的な取組

- 令和元年9月、森林環境譲与税の新税としての適切な活用に向けて、全国町村会長から各町村長に通知を发出。
- この通知は、税の創設に特に力を入れて取り組んできた町村長が中心となり、自主規範的に定められたもので、全国の町村に対し、国民の理解が得られる税の趣旨に即した活用を行うよう求めるもの。
- 全国市長会においても、令和元年11月に全市区長に対し、税を活用した施策の充実を求める通知を发出。

全経農発第 49 号
令和元年9月9日

町村長 各位

全国町村会長
荒木 泰 臣



森林環境譲与税の使途に係る取扱いについて

平素より本会の諸活動等につきまして、ご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、本年3月、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立したところであります。森林整備等のための安定的な地方財源の確保については、遡れば昭和61年の水源税構想から数えて30年余、我々町村長が中心となって強く訴え続けてきたところであり、今般ついに長年の悲願が結実したところです。

本年度から譲与が開始される森林環境譲与税の使途については、同法において、「森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策」の財源に充てるものとされ、各地方団体の判断により、その範囲内で幅広く弾力的に活用可能なものとされています。

一方、令和6年度から森林環境税の徴収が開始されますが、市町村は森林環境譲与税の適切かつ効果的な活用により、納税者となる国民に広く視える形で成果を出し、国民理解の醸成を図る責務を果たさなければなりません。

このため、次の点にご留意のうえ、森林環境譲与税を効果的に活用いただき、森林整備等の推進に取り組んでいただくようお願いします。

○税創設の経緯の理解

森林環境税及び森林環境譲与税は、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな森林管理システムを踏まえて創設されたものです。

○税財源は新たな国民の負担

森林環境譲与税は、本年度から市町村等に譲与される財源であります。令和6年度からの国民の負担として国税として森林環境税の徴収が行われることを踏まえて譲与されるものであります。

○国民・住民の理解が必要

森林環境税及び森林環境譲与税に対する国民・住民の理解が得られるよう、法律に則り、各市町村において使途について積極的に情報公開していく必要があります。

なお、別添は、先の国会において森林環境税及び森林環境譲与税法の審議の中で使途について議論されたものでありますので、具体的な使途の検討に際して参考にさせていただきますよう、お願いします。